

常向之噴、輕スルコトヲ申合セテ。

一、等級年當ハ此ノ限ニ因増給セシ月ニ十五日トナリ免之
尚生活困難ニ付之ヲ世細トスルコト

二、年給額ハ目下三十七元又之ヲ十八元四トス

三、積勤年當月三月ヲ五月トスルコト

四、追放年當ハ積勤年限経過後一ヶ年ヲ経ル毎一月内ヲ

増スルコト

五、病氣ハ出勤者ニハ何等カノ年者ヲ附スルコト

六、事故発生ノ場合ハ電氣局ニテ損害ノ大部分ヲ支出スル

コト(中現ハ事故発生ノ場合利率比件ニ付スル罰金訴訟

費用等ノ支出ヲ指スルト思料セシ

七、中央、大阪等ノ電氣局ノ俱、本部ヲ設ケ居ルヲ

以テ中央元之ヲ設ケシテササト

八月五日(日) 3 家賃ノ補助トシテ支給スルコト

九、従来一日ノ公休日ハ三十日宛ノ休暇年率ヲ支給セシ

以、アルニ之ヲ一日一日トスルコト

〇、従来通学美カハ乗務給ニ付テセザリシニ當テ、取扱

及ノコト付乗務給ニ付テセザリキコト

(七月廿二日)